毎週火曜日及び金曜日発行

購読料

大

課



県の花:山ゆり

令和3年7月2日(金曜日)

号 外 第 42 号

目 次 〇監査委員公表

監査の結果により講じた措置について

ページ

1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第12号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があっ たので、その内容を公表する。

令和3年7月2日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣 同 田 眞 晴 戸 Ш 知惠子 吉 同 嶋 村 ただし 同 てらさき 雄 介

今後は、このようなことがないよう、複数の職

員による確認体制を強化することにより、適正な

事務執行に努めることとした。

1 措置の対象となった監査の結果

令和2年12月11日(神奈川県公報号外第65号)神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員 会、収用委員会及び公安委員会を除く62か所(既報告の8か所を除く。)に係る103事項

- 2 監査の結果及び講じた措置の内容
 - (1) 政策局

本庁機関で認	本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項			
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容	
総務室	令和2年8月27日 (令和2年7月9日 職員調查)	契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 神奈川県知事選挙投票用紙(一般用)ほかの印刷契約(1件、契約額34,788,031円)の締結に当たり、契約日を平成31年1月21日としていた。 2 マルチペイメントサービス提供等業務委託契約(概算総価額244,008円)について、契約期間の開始日が平成31年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、令和元年6月18日に締結していた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 契約日に誤りがあったことについては、契約締結時の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、契約書の内容確認の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約手続が遅れたことについては、契約書作成に当たり、受託者との調整が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、契約内容が特に複雑なものについては、入念に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。	
政策部情報公開広聴課	令和2年8月27日 (令和2年7月21日 職員調査)	(不適切事項)1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。(1) 図書管理システム機器一式の賃貸借契約(長期継続契約、契約総額3,509,376円)について、	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 図書管理システム機器一式の賃貸借契約に係る納品時の検査が行われていなかったことについては、組織的な確認体制が不十分であったことによ	

納品時の検査が行われていなか

約(長期継続契約、契約総額

(2) ファクシミリ1台の賃貸借契

った。

		461,160円)について、納品時の 検査に当たり、支出負担行為に 係る伺いに検査補助員の履行確 認日の記載及び記名押印をして いなかった。 2 物品管理事務において、賃貸借 契約により借り入れた図書管理シ ステム機器一式(長期継続契約、 契約総額3,509,376円)について、 神奈川県財務規則に定める物品の 出納に係る手続を行っていなかっ た。	(2) ファクシミリ1台の賃貸借契約に係る納品時の検査に当たり、検査補助員の履行確認日の記載及び記名押印をしていなかったことについては、納品時の検査に関する規定の理解が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、物品の出納に係る手続に関する規定の理解及び組織的な確認体制が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
自治振興部市町村課	令和2年8月27日 (令和2年7月15日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県知事 選挙投票用紙(一般用)ほかの印刷 契約(1件、契約額34,788,031円) の締結に当たり、契約日を平成31年 1月21日とすべきところ、平成30年 1月21日としていた。	1.62.4.2.
自治振興部地域政策課	令和2年8月27日 (令和2年7月14日 職員調査)	物品管理事務において、me-b yoエクスプラザ内の備品35点、総	不適切事項については、備品の管理に関する認識が不十分であったことによるものであり、令和2年8月25日に備品の取扱いを見直すとともに備品台帳を修正した。 今後は、このようなことがないよう、備品の適切な取扱方法の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	10 100 - 1 -24 10	(不適切事項) 1 契約事務において、平成31年度 古都緑地維持管理工事(巡視業務 委託)県単(その1)ほか3件(契約額計10,014,636円)について、総務局財政課長・会計局指導 課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額 分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべいた。2 工事事務において、令和元年を 小網代の森施設整備工事県単(の1)の設計額の積算に当たり、アスファルト系舗装工について、当初設計に引き続き、変更設の設計に引き続き、変更後の設計に おいても誤った歩掛を適用して計額 (12,463,000円)が22,000円過小であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、契約変更の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行状況確認表による関係事務の期限管理を徹底し、複数の職員による確認体制を強化するとともに、事務の計画性を高め、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、特に新しい工種を採用する際などは、積算参考資料の写しを設計書に添付するなど、複数の職員による確認体制を強化するとともに、設計業務について課内会議で技術の研鑽を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県央地域県政総合センター	(令和2年3月2日から同月5日まで職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、事務室設置等に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し、改定前の建物台帳価格を用いて計算しため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料4件、17,754円が徴収不足であった。	不適切事項については、財産台帳の登録事務の誤認識や所属としてのチェック体制が不十分であったことによるものであり、改めて使用料を訂正した許可書を令和2年3月26日に交付し、徴収不足分については令和2年4月16日までに収入した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県湘南地域県政総合センター		(不適切事項) 1 契約事務において、農業水利施 設予防保全事業(公共)寒川南部 地区測量業務委託契約(契約額 955,800円)について、神奈川県財 務規則運用通知の規定に反し、前	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、神奈川県財務規則運用通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法規等の正しい理解に努め、厳格な適用を図っていくとと

		金払をしようとする工事等の請書 に必要な前金払をしようとする率 又は金額を記載させていなかった。 2 財産管理事務において、県有土 地改良財産(相保る行政財産の使用計 可について、事業者が許可申請せずに電柱等を設置したため、 使用開始から10年以上経過したとめ、 では、138円について、令和元年5月に不当利得返還請求権に基づく請求を行い、このうち263,411円を徴収していたが、残額の527,727円については、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、財産保全のために求められる定期的な確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、管理財産の定期的な確認及び担当者交代時の適切な引継ぎを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県西地域県政総合センター	令和2年4月28日 (令和2年3月10日 から同月13日まで職 員調査)		不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
組織人材部文書課財産経営部財産経営課	令和2年8月28日 (令和2年7月10日 職員調查) 令和2年8月28日 (令和2年7月17日 職員調查)	(不適切事項) 予算の執行において、カラー複写機用キーカード購入代1件、6,600円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行何票兼支出命令票により執行していた。 (不適切事項) 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。 1 元栄警察署幹部公舎ほかアスベスト調査(スクリーニング調査及び定性分析調査)業務委託契約1件、(一部単価契約、支出額682,560円)について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。 2 追録代(支出額119,193円)について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、納品後に支出負担行為額を増額していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解や確認体制が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、関係規則等の理解の向上を図るとともに、必ずグループリーダーが確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 不適切事項の予算の執行については、次のとおり措置した。 1 業務完了後に支出負担行為額を増額していたことによるものである。今後は、このようなことがないよう、追加業務が発生しそうなときはあらかじめ対応する職員を決めておくことで、増額執行が必要となったときは、当該職員が至急に対応することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 納品後に支出負担行為額を増額していたことについては、増額執行の手続を失念していたことにより、適正な事務執行とのである。今後は、このようなことがないよう、グループリーダー及び副主任と情報を共有し、事務処理漏れがないか確認を徹底することにより、適正な事務執行
			に努めることとした。
財産経営部庁舎管理課	令和 2年 8月28日 (令和 2年 7月20日 職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、デジタルサイネージに係る広告掲載料1件、 1,632,960円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、収入に係る事務手続の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、各年度に調定を行う案件について確認表を作成し、グループリーダーや次席を含む複数の職員による確認体制を強化することで、適正な事務執行に努めることとした。

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容	
神奈川県神奈	令和2年2月4日	(不適切事項)		
川県税事務所	(令和元年12月12日	税務事務において、個人事業税の	不適切事項については、個人事業税の課税に係る資	
	職員調査)	課税に当たり、事業主控除について	料の確認が不十分であったことによるものであり、過	
		事業を行った期間が1年であること	大に徴収した税額については、令和元年12月27日に減	
		から2,900,000円を控除すべきとこ	額更正を行い、令和2年1月27日に還付を行った。	
		ろ、事業を行った期間を10月である	今後は、このようなことがないよう、副主幹以上の	
		と誤認し月割額により2,417,000円を	複数の職員による確認を徹底することにより、適正な	
		控除したため、課税標準額の算定を	事務執行に努めることとした。	

		誤っているものがあった。これにより、1件、24,100円を過大に徴収していた。	
神奈川県相模原県税事務所		(不適切事項) 物品管理事務において、購入によ り取得した電動アシスト自転車(税 込価格137,220円)について、神奈川 県財務規則に定める物品の出納に係 る手続を行っていなかった。	及び進行管理が不十分であったことによるものであ
神奈川県自動車税管理事務所	令和2年7月9日 (令和2年4月16日 職員調查)	財産管理事務において、電柱への	不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、電柱の設置者

(3) くらし安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務危機管理	令和2年8月27日 (令和2年7月14日 及び同月15日職員調 査)	(不適切事項) 1 支出物元に、(不)のとおりの表において、次の農産において、次の農産があた。 (1) 今和元年10月分のの農光で、の農産が大のの農光で、の農産が大のの農光で、いなりの人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、次のとおりである。 (1) 支払期限までに支払を行っていなかったことについては、震度情報回線使用料の請求書が他の書類に紛れており、経理担当グループへの提出を失念したことによるものである。今後は、このようなことがないよう、新たに執行状況確認表を作成し、室内で情報共有することにより、適正な事務執行に努めることとについては、書類の管理が徹底されていなかったことにいよるものである。今後は、このようなことがないよう、新にに執行状況確認表を作成し、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、物品管理に関する規定の理解が不十分であったことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理自帳及び送付書を作成し、令和2年7月30日に送付した。今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、所属における進捗管理が適切に行われるよう複数人での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
防災センター	令和2年3月18日 (令和2年3月17日 及び同月18日職員調	財産管理事務において、行政財産	不適切事項については、管理する財産の現状確認が 不十分であったことによるものであり、防犯灯につい

いるものがあった。これにより、令 7 和元年度の共架柱に係る使用料8件、に 15,624円が徴収不足であった。 定	ては令和2年4月15日付けで、通信線については同年7月31日付けで使用許可を行った。また、徴収不足分については、令和2年8月20日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で定期的に財産の現状確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	---

(4) 国際文化観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
文化課	令和 2年 8月18日 (令和 2年 7月 9日 職員調査)		不適切事項については、契約書に定める履行遅滞に関する条項への理解が不十分であったことによるものであり、違約金については、令和2年10月26日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による事業の進捗管理の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月20日 (令和2年6月29日 職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、湘南ポモロン種子の売払いに係る収入1件、 120,960円について、(款)財産収入 (項)財産売払収入(目)生産物売払収入とすべきところ、(款)諸収入 (項)雑入(目)雑入で収入していた。	不適切事項については、事業所管課からの歳入予算 執行依頼票の内容確認が不十分であったことによるも のである。 今後は、このようなことがないよう、予算の執行に おける科目に係る研修を実施し、さらなる知識の向上 を図るとともに、歳入予算執行依頼票の内容確認を徹 底することにより、適正な事務執行に努めることとし た。
農政部農業振興課	令和2年8月20日及 び同年9月17日(令 和2年6月30日職員 調査)		不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、歳入科目に関する規定等の理解が不足していたことによるものである。今後は、このようなことがないよう、歳入科目に関する一覧表を課内に配布し、適正な科目による執行を徹底するとともに、複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 補助金交付事務については、補助金の交付等に関する規則等の規定の認識不足によるものであり、農業制度資金利子補給要綱に報告義務についての記載を追加するとともに、令和2年度の下半期から実績報告書の提出を求めた。今後は、このようなことがないよう、規定や知識を組織として共有できるよう、各業務に係る資料に根拠規定の記載や添付の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
農政部水産課	令和2年8月20日 (令和2年7月2日 職員調査)		不適切事項については、担当者の失念及び課内での 複数チェック体制の欠如によるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員によ り契約事務に係る情報を共有するとともに、履行確認 の正しい手続を課内に周知することにより、適正な事

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県農業 技術センター 三浦半島地区 事務所	(1. 1 1 x 4 1 .		分であったことによるものである。

技術センター

神奈川県水産 令和 2年 9月17日 (令和2年5月20日 及び同月21日職員調 査)

(不適切事項)

財産管理事務において、支線2条 に係る行政財産の使用許可について、 事業者が許可申請せずに設置してい ることを設置から10年以上経過した 平成31年3月に認識したところ、不 当利得返還請求権に基づく使用料相 当額の消滅時効が10年であるにもか かわらず、これを5年と誤認したた め、昭和55年12月31日から平成26年 3月31日までの使用料相当額52,280 円について、当該債権が時効により 消滅したものと誤認し徴収手続を行 っていなかった。

不適切事項については、管理する財産の現状確認が 不十分であったこと及び使用料相当額の消滅時効に関 する認識が誤っていたことによるものであり、徴収不 足額については、令和2年11月30日に時効期間を除い た8,300円を収入した。

今後は、このようなことがないよう、財産管理に十 分な注意を払うとともに関係法規等の確認を徹底する ことにより、適正な事務執行に努めることとした。

(6) 福祉子どもみらい局

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月26日 (令和2年7月1日 職員調查)	(不適切事項) 1 支出事務において、被爆者等健康診断委託料9件、345,491円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。 2 契約事務において、カラー複合機賃貸借契約(契約額17,004円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同年11月1日に行っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計管理システムによる電子決裁が完了していることを確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、契約の締結時期を誤認し、変更契約が不要であると判断したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容を複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
子どもみらい 部次世代育成 課	(令和2年8月6日 職員調查)	(不適切事項) 補助金交付事務において、令和元 年度子ども・子育て支援交付金及び 令和元年度子どものための教育・保 育給付費補助金の交付決定及び追加 交付決定に当たり、交付の決定の内 容又はこれに付された条件に不服が ある場合に申請の取下げのできる期 間を誤って教示していたものが計82 件あった。	不適切事項については、交付決定通知書の作成に当たり、交付要綱の規定の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
	令和 2年 9月15日 (令和 2年 8月 7日 職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、平成30年度児 童虐待・DV対策等総合支援事業費 国庫補助金の交付申請に当たり、児 童相談所体制整備事業について、24 時間・365日体制強化事業に係る経費 全額(27,216,000円)を補助対象経費 として申請することができたにもか かわらず、このうち「児童相談所全 国共通ダイヤル(189)」に係る経費 (13,608,000円)については、補助対 象経費として申請しておらず、国庫 補助金交付申請額が6,804,000円過小 となっていた。これにより、同額の 国庫補助金収入が得られないことに なる。	不適切事項については、補助金交付に係る算定方法の認識が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、交付申請時は必ず、国庫補助金収入をより多く得られる余地がないか交付要綱や国への確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
福祉部障害サ ービス課	令和 2年 9月15日 (令和 2年 8月18日 職員調査)	(不適切事項) 1 補助金交付事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和元年度民間障害福祉施設整備借入償還金補助金の交付決定に当たり、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合に申請の取下げのできる期間を誤って教示していたものが計53件あった。 (2) 令和元年度障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイル	不適切事項については、次のとおり措置した 1 補助金交付事務については、次のとおりである。 (1) 交付決定に当たり、申請の取下げのできる期間を誤って教示していたことについては、交付要綱に規定されている期間の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 交付決定に当たり、申請の取下げのできる期間

		ス感染症対策に係る特別事業分) の交所に当たり、付の決策 定の内容又はこれに付きれたの 作に不形がある期間を教示た。 中に不服がある期間を教示た。 が計計259件あいて、 を管理事務において、 を管理事務において、 を管理事務においまして、 を管理を検証がある地域を がは、2.49㎡)に当りかる は、2.49㎡)のないま扱いりが のが計算を がからのが計算を がいるのが計算を がいるが に、2.49㎡)のない ののが ののが ののが ののが ののが ののが ののが ののが ののが のの	を教示していなかったことについては、交付要綱の規定の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、施設財産部長通知の理解が不足していたことによるものであり、令和2年10月25日に設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、配慮の必要性を検証した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
福祉部生活援護課	令和2年9月14日 (令和2年8月17日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産 の使用許可の手続を行わないまま募 金箱(奥行59cm、幅107cm、高さ 70cm)が設置されているものがあっ た。	不適切事項については、財産管理事務に関する認識が不足していたことによるものであり、令和2年12月25日に使用許可を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

	のりがに个週男事項人	14女以晋尹农	
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和2年2月14日及 び同年9月7日(令 和元年12月23日及び 同月24日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県立子 ども自立生活支援センター通学用バ ス運行業務委託契約ほか2件(長期 継続契約、契約総額計94,021,060円) について、総務局財政課長・会計局 指導課長連名通知に基づき消費税及 び地方消費税率の引上げに伴う増額 分に関する契約金額の変更を令和元 年10月1日までに行うべきところ、 同月11日に行っていた。	不適切事項については、契約事務に係る進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を 複数の職員で共有し、相互にチェックを行うことによ り確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることと した。
おいそ学園	令和 2年 9月17日 (令和 2年 5月22日 職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 職員から徴収する給食費の立替収入422件、2,149,831円について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づきと、年務事が入場入すべきところ、庶務与いる。 以入すべきところ、庶務与いる。 も引きより、所属の結構をしたといた。 が属の管理課長を納入るなどした。 が属の管理課長を納入るなどとして、大変が収入していた。 を見分から令和2年1月分から完し、所属の育算をはいるでの間があるなどのとなったたる。 でありまでにていなから、また、日間の前にでは、一次の間にないた。 としたおり、概算額により引きが、などした結果、にないなかった。 と生産物売払収入6件、18,076円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 給食費の立替収入に当たり、適正なものとなっていなかったことについては、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領(以下「要領」という。)の調定方法についての規定などの理解が不十分であったことによるものであり、給食費負担額の過不足については令和2年10月16日までに精算した。今後は、このようなことがないよう、要領の規定に基づき、毎月、納入義務者である職員ごとに調定し、収入することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 生産物売払収入調定の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化し、遅滞なく調定を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立青少年センター	令和2年9月7日 (令和2年5月26日 及び同月27日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、AED収納 ボックスの購入代1件、131,450円 について、政府契約の支払遅延防 止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、決裁に係る進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

万外界	42 73	1	<i>' </i>	元 五	干区	节和3年(2021年) / 月2 日
		告が必要なる もかかわらっ を完了し、(内額9,766,766,9月分及766,09月分及で 1月1,754,次に実り 1月10日の 1日の 1日の 1日の 1日の 1日の 1日の 1日の 1日の 1日の 1	400円) に係 が令和2年3 900円) の履 ガラス清清清報 直した当のに 数告がないに メとして検査	が不十分で 今後は、 に職員がご 報告書に』	客については、定期清掃完了報告書の確認であったことによるものである。 このようなことがないよう、業務実施時 立ち会うとともに、契約に基づく業務完了 よる履行確認を徹底することにより、適正 行に努めることとした。
	令和2年2月28日 (令和2年2月26日 から同月28日まで職 員調査)	理業務委託 円)につい システムへの ったことに。 たため、新	契約(契約)大のよりないでありますが、大のようないのでありますが、大のようないのでありますが、大のようないのでありますが、大のようないのでありますが、大のようないのでありますが、大のようないのでありますが、大のようないのでありますが、大のようないのでありますが、大のようないのでありますが、よりないのでありますが、よりないのでありますが、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、よりないのでは、<li< td=""><td>、札を行うべっず、随意契 いて、行政財 =続を行わな</td><td>1 契約事者 対象の 対象の 対象の 対象の 対象の 対象の 対象の 対象の 対象の 対象の</td><td>里事務については、進行管理が不十分であ こよるものであり、令和2年4月1日に使</td></li<>	、札を行うべっず、随意契 いて、行政財 =続を行わな	1 契約事者 対象の	里事務については、進行管理が不十分であ こよるものであり、令和2年4月1日に使
神奈川県立さがみ緑風園	令和2年3月9日及 び同年9月14日(令 和2年2月3日職員 調査)	(不適切事項) 契約事務に 定用自動車運 (契約額13,055, 度公告入札の 締結に当たり、 用通知に定める る要件に該当し 一者随意契約で 再度公告入札の 定価格を256,3 契約を締結して	行管理 148円)よる 148円に 神見 かた が 神見 が いって る に が 行 け 超 に の で 行 付 円 と に の で ろ で の で の で の で る り で る り で る り で る り る り る し て る り る し る し る し る し る し る し る し と 。 と 。 と 、 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と と 。 と と 。 と	務委託契約 こついて は は は を は を が かかわら また、 また、 また、 また、 また、 また、 また、 また、 また、 また、	不適切事項 の理解が不足 今後は、こ 解の向上を図	頂については、神奈川県財務規則運用通知 としていたことによるものである。 このようなことがないよう、関係規程の理 図るとともに、複数の職員による確認を徹 こより、適正な事務の執行に努めることと
	令和 2年 9月 4日 (令和 2年 1月27日 職員調查)	て、調定が り、このうう たものが54 2 契約事務に 託 契 約に	こおいる 6 件の 6 件の 6 月 年年 6 月 年年 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日	民診断書発行 2020円にない 上経過した。 清格札してでいる 清格札した。 務額金 登がに では では では では では では では では では では	1 収入事務課、公司のでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	頂については、次のとおり措置した。 第については、各担当部署の連携及び処理 忍が不十分であったことによるものである。 このようなことがないよう、情報共有を とともに、診断書発行の手順書に従った事 遵守し、複数の職員による処理状況の確認 とすることにより、適正な事務執行に努め した。 第については、入札時の金額の確認が不十 とことによるものであり、令和2年3月10 契約を締結した。 このようなことがないよう、複数の職員 忍体制を強化することにより、適正な事務 あることとした。

(7) 健康医療局

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月25日 (令和2年7月17日 職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、(項)貸付金元利収入(目)衛生貸付金元利収入(節)医薬費貸付金元利収入とすべきところ、(項)雑入(目)雑入(節)衛生費雑入で収入調定していた。	不適切事項については、歳入科目に係る認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、収入の内容や性格に留意し、執行所属と適切な歳入科目を設定するよう調整するとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
保健医療部医療課	令和2年8月25日 (令和2年7月13日 及び同月14日職員調 査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、(項)貸付金元利収入(目)衛生貸付金元利収入(節)医薬費貸付金元利収入とすべきとこ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、歳入科目に係る理解が不十分であったことによるものであり、適切な歳入科目を新たに設定した。 今後は、このようなことがないよう、歳入の内容に基づき歳入科目が適切であるか確認を怠ることな

く、適正な事務執行に努めることとした ろ、(項) 雑入(目) 雑入(節) 衛 生費雑入で収入調定していた。 契約事務については、神奈川県財務規則等に係る 理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の 契約事務において、<加除式> 病院・医院のための医療法Q&A の追録の購入契約(契約額20,541 理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることと 円)の履行確認に当たり、神奈川 した 県財務規則に基づく検査調書を作 財産管理事務については、地域医療医師修学資金 3 成していなかったにもかかわら 貸付金及び産科等医師修学資金貸付金は債権ではな この場合に同規則により必要 いと誤認していたことによるものであり、令和元年 度決算から債権に関する調書を会計管理者に送付し、 とされる支出負担行為に係る伺い への履行確認の年月日の記載及び 両貸付金とも財産に関する調書に記載するよう改め 検査印の押印をしていないものが 今後は、債権として適切に管理するとともに、会 あった 3 財産管理事務において、地域 計年度終了後、債権に関する調書を会計管理者に送 医療医師修学資金貸付金98件、 付することにより、適正な事務執行に努めることと 494,400,000円及び産科等医師修学 した。 資金貸付金53件、333,782,400円に ついて、債権として取り扱ってお らず、神奈川県財務規則の規定に 反し、債権に関する調書を会計管 理者に送付していなかった。 保健医療部健 令和 2年 8月25日 (不適切事項) (令和2年7月16日 康增進課 契約事務において、プロスポーツ 不適切事項については、契約で定められた特記事項 職員調査) チームを活用した認知症未病改善推 の規定の認識不足及び所属としてのチェック体制が 進委託契約(契約額5,814,820円)、 不十分であったことによるものであり、令和2年10月 「未病サポーター交流会」実施業務 22日にプロスポーツチームを活用した認知症未病改善 委託(契約額151,012円)及び先天 推進委託契約に係る証明書の提出を、同年7月20日に 性代謝異常等検査委託契約(単価契 「未病サポーター交流会」実施業務委託に係る証明書 及び届出書の提出を、同月28日に先天性代謝異常等検 約、支出額60,335,000円) について、 受注者に個人情報を扱わせているに 査委託契約に係る証明書の提出をそれぞれ受けた。 もかかわらず、契約で定められた個 今後は、このようなことがないよう、複数の職員に 人情報を廃棄又は消去した旨の証明 よる確認体制を強化することにより、適正な事務執行 書を提出させていなかった。また、 に努めることとした。 「未病サポーター交流会」実施業務 委託においては、契約で定められた 個人情報取扱責任者及び業務に従事 する者の届出もさせていなかった。 令和 2年 8月 25日 生活衛生部薬 (不適切事項) (令和2年7月10日 不適切事項については、プリペイド専用携帯電話の 務課 物品管理事務において、危険ドラ ッグ等の試買のために購入したプリ 契約内容及び物品の処分方法の確認が不十分であった 職員調查) ペイド専用携帯電話用のプリペイド ことによるものであり、物品処分調書については、令 カード6,000円について、期限までに 和2年8月26日に作成した。 カード番号の追加登録を行わなかっ 今後は、このようなことがないよう、共有物品の管 たため、プリペイドサービス契約が 理状況について複数の職員による確認を徹底するとと 解約され、既に新規契約の受付も終 もに、関係規程等の理解向上を図ることにより、適正 な事務執行に努めることとした。 了していたことから、使用が見込め なくなり、未使用のまま不用決定し ていた。また、この処分に当たり、 物品処分調書を作成していなかった。

	山九成人でいりものこで過少ず人人は女妖音ずる					
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容			
神奈川県立平塚看護大学校		(不適切事項) 1 収入事務において、卒業証明書 交付手数料として領収した現金1 件、400円について、神奈川県財務 規則に定める納付期限内に指定金 融機関等に納付していなかった。 2 契約事務において、平成31年度 (令和元年度) 玄関マットの賃貸 借契約(契約額43,164円)の第2 四半期分及び第3四半期分の履行 確認に当たり、請書で定められた 賃貸借期間終了前に履行済みとして履行確認を行い、代金を支払っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、現金領収に係る事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、担当職員だけでなく、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、契約内容及び履行確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。			
神奈川県精神保健福祉センター	令和2年3月17日 (令和2年3月16日 及び同月17日職員調 査)		不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、事務処理の進捗状況の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務			

年7月1日に購入し、同日、業務の用に供したレターパックライト20枚、7,200円について、印紙類出納簿へ受払いを記載していなかった。

執行に努めることとした。

2 物品管理事務については、経理担当職員と業務担 当課との連携が不十分であったことによるものであ り、令和2年3月27日に印紙類出納簿を修正した。 今後は、このようなことがないよう、情報共有及 び複数の職員による確認を徹底することにより、適 正な事務執行に努めることとした。

(8) 産業労働局

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和 2年 8月 5日 (令和 2年 6月11日 職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。 (1) 建物転貸借契約に基づく家賃等(支払額16,272,912円)の執行に当たり、敷金(10,942,400円)に当たり、財金をころ、家賃等でで執行していた。 (2) 建物賃賃借料」で執行していた。 (3) 不当利得返還請求権に基づく、動者によって、(節)使用料及び賃借料」で執行していた。 (3) 不当利得返還請求権に基づく、過年度の貸付料相当額2件、105,314円について、(款)財産収入(項)雑入(項)雑入(国)対金とすべきところ、(前)財産貸付収入していた。 (3) 下の貸付収入(項)対金によいて、(表)財産収入(項)対金によいて、建物転分(国)財産資付収入した。 2 支出基づく令和元年10月分6件、25,730,272円の支出命令にえていた。 (本)財産で執行していた。 (本)財産資付収入していた。 (本)財産資付収入していた。 (本)財産資付収入していた。 (本)財産資付収入(項)対金によいな、当該本での表において、は対金によいて、は対金によいて、は対金によいて、は対金によいで、は対金によいである。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、次のとおりすである。 (1) 建物転貸借契約に基づく家賃等の執行に係る利目誤の確認が不十分であれたことがないよう、予算の場所科別の理解の一般である。とといる。 (2) 建物賃付借契約に基づく敷金の執行に係る利問の確認が不十分であることにより、適正な事務執行に努めることとによるものであり、本方所属の会計事務担当者を対象に私上研修を登録りにした。 (2) 建物賃付借契約に基づく敷金の執行に係る利問員の確認が不十分であったことによるものであり、本方所属の会計事務担当者を対象に机上研修を登施した。 (2) 建物賃付借契約に基づく敷金の執行に係る利問員の確認が不十分であったことによるものであり、本方所属の会計事務担当者を対象に机上研修を登施した。 (3) 不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料料当額の収入に係る科問ととした。 (3) 不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料料当額の収入に係る科問ととした。 (3) 不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料料当額の収入に係る科問といては、分で務執行に努めることとによるものである。ととによるものであるととした。 交後は、このようなことがないよう、複数の正な事務執行に努めることとによるものである。今後は、このようなことがないよう、経理グループ内で適法な請求書の要件について再確認を行う、とにより、適正な事務執行に努めることとした。
産業部産業振興課	令和 2年 8月 5日 (令和 2年 6月12日 職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、建物転貸借契約に基づく家賃等(支払額16,272,912円)の執行に当たり、敷金(10,942,400円)については「(節)貸付金」とすべきところ、家賃や管理料などと併せて全額を「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。 2 支出事務において、建物転貸借契約に基づく令和元年10月分66件、25,730,272円の支出命令に当たり、適法な請求書の要件を備えていない請求書を添付していた。 3 財産管理事務において、建物転貸借契約に基づく敷金1件、10,942,400円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、債権の管理を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、家賃等の執行に係る歳。 科目についての認識が不足していたことによるもである。 今後は、このようなことがないよう、敷金を他、支出と区別して科目設定を行うことにより、適正・事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、提出された請求書の確認・不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職による確認体制を徹底することととした。 3 財産管理事務については、債権管理に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、行和2年6月26日に債権管理表を作成した。 今後は、このようなことがないよう、作成した権管理表をもとに複数の職員による確認体制を徹まることにより、適正な事務執行に努めることとた。
産業部エネルギー課	令和2年8月5日 (令和2年6月15日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和元年度ス マートエネルギー関連製品等開発促 進セミナー等業務委託契約(契約額	不適切事項については、新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、セミナーを急遽、中止するど、想定外の対応に追われ、履行確認の際に求めてた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書の提出確

		情報を扱わせているにもかかわらず、 契約で定められた個人情報を廃棄又 は消去した旨の証明書を提出させて いなかった。	が不十分であったことによるものであり、令和2年6月16日に証明書の提出を受けた。 今後は、このようなことがないよう、受注者が提出すべき書類のチェック表を作成の上、改めて複数の職員における確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
労働部雇用労政課	令和 2年 8月 5日 (令和 2年 6月19日 職員調査)	1 1 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解を深めるとともに、定期的な確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
労働部産業人材課	令和 2年 8月 5日 (令和 2年 6月22日 職員調查)	(不適切事項) 1 予算の執行において、建物賃貸借契約に基づく敷金1件、9,000,000円の執行にもとさる、「(節)貸付金」とすべきところ、「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。 2 収入事務において、職業訓練指導員免許証再交付手数料19件、38,000円について、収入証紙に関する条例施行規則に定める消印を行っていなかった。 3 財産管理事務において、建物賃借契約に基づく敷金1件、9,000,000円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理をを作成しておらず、債権の管理を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行手続の各段階において複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 収入事務については、収入証紙に関する条例施行規則(以下「規則」という。)の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 財産管理事務については、建物賃貸借契約に係る債権管理に関して認識が不十分であったことによるものであり、令和2年6月26日に債権管理表を作成した。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則を始めとする財産管理事務に係る規定や知識を組織として共有するため、財産管理事務に係る文書への根拠規定の記載や添付をすることにより、適正な事務執行に努めることとした。

	I .		
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県障害者雇用促進センター	令和2年6月9日 (令和2年3月19日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、障がい者雇用 啓発誌の作成に当たり、原稿の内容 を誤って発注したため、当初予定し ていなかった訂正用シール印刷費 1 件、99,360円を支払っていた。	不適切事項については、原稿作成過程において確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化し、啓発誌に掲載する支援機関にも直接確認を依頼することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立西部総合職業技術校		(不適切事項) 予算の執行において、平成31年4 月1日に入校料として領収した現金 1件、5,650円について、令和元年度 の収入として処理すべきところ、会 計年度を誤り、平成30年度の収入と して処理していた。	不適切事項については、収入する年度の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予算執行について課内で相談できる体制を整え、また、会計事務の手引や財務関係通知の再確認を徹底するとともに、会計局指導課等への相談事項は全て文書として残すことにより、適正な事務執行に努めることとした。

(9) 県土整備局

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月3日 (令和2年6月8日 職員調査)	''' - '' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' ''' '''' '''	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、会議室の確保を優先するあまり、神奈川県財務規則等の関係規定に基づく進行管理が不十分であったことなどによるものである。今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知を図り理解を深めるとともに、執行の際のチェックリストを作成することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、県土整備経理課に対して支払に必要な書類の提出が遅れたことなどによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知を図り理解を深めるとともに、執行の際のチェックリストを作成することにより、適正な事務執行に努めることとした。
事業管理部県 土整備経理課	令和2年8月3日 (令和2年6月12日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、秋季関東甲信 ブロック土木部長等会議に係る会場 使用料1件、18,000円の支払に当た り、政府契約の支払遅延防止等に関 する法律で定められている期限まで に支払を行っていなかった。	不適切事項については、関係法令の理解が不十分であったため、支払期限を取り違えたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
河川下水道部砂防海岸課	令和2年8月3日 (令和2年6月10日 職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に土砂 災害警戒配備用務に従事し、週休日 の振替を行わなかった職員1名に対 して、時間外勤務手当1件、27,626 円を支給していなかった。	不適切事項については、職員が神奈川県職員服務規程に沿った手続を失念したこと及び上司の確認が不十分であったことによるものであり、時間外勤務手当は令和2年7月16日に本人へ支給した。 今後は、このようなことがないよう、同規程の周知を図るとともに、上司による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

田元機関で記	、認められた不適切事項又は要改善事項					
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容			
神奈川県平塚土木事務所	令和2年2月4日及び同年5月22日(令和元年12月19日、同月20日及び同月23日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、大磯御船祭に係る大磯港陸上施設の申請部祭に係る大磯港陸上施設の申請に基づき許可すべきところ、の申請に基づき許可していた。 2 大磯港の施設についてポリ塩という。)の含有調査を委託契約(契とという。)の含有調査を委託契約(契ところ、強光灯の安定器1点にPCBが含まれていることが残港を加速ところ、当該来れている。ず、大磯港の施出の改修に体に、大磯港の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 財産管理事務については、文化伝承や地域振興に取り組む大磯町からの申請であったことから、主催者からの申請と同等との判断に基づき許可したものである。 今後は、このようなことがないよう、法令に基づく適切な申請者であるか確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約の目的が達成されていなかったことについては、PCB使用製品及びPCB廃棄物の適正な管理についての認識が不足していたことから、工事施工業者への情報提供が遅れたことによるものである。今後は、このようなことがないよう、所属内や関係者間と十分な情報共有を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。			
神奈川県藤沢土木事務所	令和2年2月7日 (令和元年12月9日 から同月11日まで職 員調査)	(不適切事項) 工事事務において、平成30年度河 川改修工事公共(その19)県単(その30)の変更設計額の積算に当たり、施工中に確認された湧水による施工への影響を調査するため追加した地質試験費について、環境保全(仮囲い)材料の現場内運搬費を間接調査費に計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額(129,632,400円)が10,800円過小であった。その結果、変更後の契約額	不適切事項については、設計書作成過程において、 積算根拠の確認が不十分であったことから、積算を誤 り変更設計額が過小となったものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員に よる確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執 行に努めることとした。			

		(124,445,160円)が10,800円過小であった。	
	令和2年4月14日 (令和2年3月4日 から同月6日まで職 員調査)	工事事務において、平成30年度道	不適切事項については、変更設計額の積算に関する確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、変更設計時においても設計積算のチェックリストを活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県西 土木事務所	令和2年4月23日 (令和2年3月11日 から同月13日まで職 員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政資料の写しの交付費用として領収した現金3件、220円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。 2 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額5,913,468円)に係る委託対象自動車を廃車したにもかかわらず、3月以上経過してから契約の変更を行っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化するとともに、納付日を定めることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
	令和2年4月23日 (令和2年3月17日 から同月19日まで職 員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、土地有償貸付契約に基づく賃貸料に係る違約金1件、1,222円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 工事事務において、平成30年度道路改良工事(ゼロ県債)その2の変更設計額の積算に当たり、治療工のラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(110,880,000円)が506,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(99,751,966円)が455,400円過大であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、担当者及び所内における収入状況の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所内での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、変更設計において積算内容の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県横浜川崎治水事務所	令和2年8月24日 (令和2年5月11日 及び同月12日職員調 査)	(不適切事項) 1 契約事務において、平成31年度河川修繕工事(県単)133-2除草委託ほか4件(契約額計134,466,200円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、令和2年3月25日、同月26日及び同月30日に行っていた。 2 物品管理事務において、指定管理者から返納された芝刈機ほか4点(帳簿価額計519,800円)について、神奈川県財務規則に基づく出納の通知及び備品台帳への返納の記録を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、事務処理を失念したことによるものであり、令和2年7月10日に出納の通知及び備品台帳への返納の手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、担当者は管理課職員に情報を伝達するとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(10) 企業庁

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部会計課	令和2年7月22日 (令和2年5月20日 職員調査)		1 支出事務については、進行管理が不十分であった

1. Western 1. Western		年4月分の支払額14,116,521円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息8,300円を支払っていた。 2 会計事務処理において、引上げ前の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に基づ路を支払っていた日本放送協会受信料について、令和元年10月からの消費税等の税率引上げに伴う支払総額の改定はなかったものの、下半期分(令和元年10月から令和元年10月から令和元年10月が多金額と消費、利まで)の税抜金額を消費、の内訳が変更になったため、科目間における金額の更正を計っていたが、その際、財務会対、共通管理費を関いたため、、共通管理費雑費の金額が同額過大となるでいた。	今後は、このようなことがないよう、財務管理システムのデータを活用した確認を行うとともに、新たに進行管理表を作成、執行所属と共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 会計事務処理については、財務会計システム入力後の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、財務会計システムの入力額について、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
水追部水追施設課	令和2年7月22日 (令和2年5月22日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、水道管布設工 事現場管理等業務委託契約(契約額 190,609,200円)に係る平成31年4月 分の支払額14,116,521円について、 支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息8,300円を 支払っていた。	
利水電気部発電課	令和 2年 7月 22日 (令和 2年 5月13日 職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和元年6 月分のNTT回線費用22,680円について、支払期限までに支払を遅れっていなかった。その結果、利息261円を支払って、次のとはりがあった。 2 工事事務において、次のとはりがあった。 (1) 企発第902号早戸川上流地点発電計額の積算に当たり、当初設計と引き続き、変更設計において、引き続き、変更設計において、当時額量では、当時では、当時では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、令和元年12月分の支払から口座振替払いに変更するとともに、新たにグループウェアの機能を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、次のとおりである。 (1) 測量調査業務委託の積算誤りについては、設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、新たに工事系委託における設計書のチェックリストを作成して周知を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 地質調査業務委託の積算誤りについては、設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、新たに工事系委託における設計書のチェックリストを作成し、確認体制を強化するとともに、違算事例として周知を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原南水道営業所		(不適切事項) 工事事務において、企相南第7号 北相送水管(中津支管)切回工事地 質調査業務委託(道路改良)(ゼロ県 債)の設計額の積算に当たり、解析 等調査業務に係る電子成果品作成費 について、同業務の設計単価に含ま れているにもかかわらず、当初設計 に引き続き、変更設計においても誤 って別途計上していたため、変更後 の設計額(7,581,600円)が108,000	とした。

神奈川県企業 庁鎌倉水道営 業所

令和2年3月19日 (令和2年2月13日 及び同月14日職員調 香) 円過大であった (不適切事項)

- 1 支出事務において、令和元年9 月分の消防設備保守点検委託料 194,940円について、契約で定めら れた期限までに支払を行っていな かった。このため、遅延利息700円 を支払わなければならないにもか かわらず、これを支払っていなか った。また、逗子市における配水 管改良工事に係る路面復旧監督雑 費1件、21,160円について、納付 期限までに支払を行っていなかっ
- 2 契約事務において、消防設備保 守点検委託契約(契約額456,840 円)について、総務局財政課長・ 会計局指導課長連名通知に基づき 消費税及び地方消費税率の引上げ に伴う増額分に関する契約金額の 変更を令和元年10月1日までに行 うべきところ、同月24日に行って いた。また、変更契約を同日に締 結していたにもかかわらず、契約 書においては同月1日で契約を締 結したとしていた。
- 3 工事事務において、次のとおり 誤りがあった。
- (1) 企鎌第9号鎌倉市西鎌倉1丁 目4番付近配水管改良工事(概 数設計)の変更設計額の積算に 当たり、舗装撤去工の建設廃材 処理について、撤去した既設の インターロッキングブロックの 処分費用を計上すべきところ、 これを計上しなかったため、変 更後の設計額(76,439,000円) が33,000円過小であった。その 結果、変更後の契約額 (69,505,700円)が30,800円過小であった。
- (2) 企鎌第16号鎌倉市山崎1220番 地付近配水管改良工事(概数設計)の施工に当たり、鎌倉市内での水道管の埋設工事について、道路占用許可決定通知書に記載の工事期間内での工事完了が困難となったにもかかわらず、道路法及び鎌倉市道路占用規則に反し、道路占用の変更許可申請手続を行わないまま許可期間を超えて工事を行っていた。

不適切事項については、次のとおり措置した。

1 支出事務については、進行管理及び履行遅滞に係る契約上の義務に関する認識が不十分であったことによるものであり、令和2年3月19日に遅延利息を支払った。

また、路面復旧監督雑費の支払を納付期限までに 行っていなかったことについては、担当者に事務を 任せており、複数の職員で確認しあう体制がなかっ たことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、新たに予算 執行チェック表を作成し、関係職員も含めた所属と しての確認体制を強化することにより、適正な事務 執行に努めることとした。

2 契約事務については、担当者の事務手続の理解及 び所属による進行管理が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがないよう、新たに予算 執行チェック表を作成し、関係職員も含めた所属と しての確認体制を強化することにより、適正な事務 執行に努めることとした。

- 3 工事事務については、次のとおりである。
- (1) 撤去したインターロッキングブロックの処分費 用を計上しなかったことについては、設計書作成 過程における確認が不十分であったことによるも のである。

今後は、このようなことがないよう、実施工種の設計書への計上においては、積算システムだけによらず積算基準書の確認を怠らないよう注意・徹底するとともに、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 道路占用許可期間を超えて工事を行っていたことについては、道路占用許可決定通知書に記載の工事期間と工事の進捗状況との確認が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、適切な期間を設定するとともに、工事の進捗状況を複数の職員で確認できる体制を確立することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県企業 庁厚木水道営 業所

令和2年2月20日及 び同年9月14日(令 和2年1月16日及び 同月17日職員調査)

(不適切事項)

財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。

- 1 図面保管庫1台ほか4件(計5 件、帳簿価格計72,670円)が所在 不明であった。
- 2 いせはら市民活動サポートセンター設置等に係る行政資産の貸付契約に当たり、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反した端数処理を行ったため、貸付料の算定を誤って貸し付けているものがあった。これにより貸付料等3件、11,410円を過大に徴収していた

(要改善事項)

厚木水道営業所伊勢原分館(以下「分館」という。)の機械警備業務 委託契約について、長期継続契約と することにより競争入札とすること が可能であったにもかかわらず、単 不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。

1 図面保管庫1台ほか4件が所在不明であったことについては、現物照合が適時、適切に行われていなかったことによるものであり、再度調査を行ったが、現物を確認できなかったため当該備品の除却経理処理と固定資産明細書の除却登録を行った。

今後は、このようなことがないよう、日頃の現物 照合を適時、適切に行うことにより、適正な事務執 行に努めることとした。

2 貸付契約に係る貸付料の算定誤りについては、神 奈川県公営企業固定資産管理規程の規定による端数 処理への認識が不十分であったことによるものであ り、過大に徴収した貸付料については、契約相手方 2者と令和2年3月2日及び同月12日付けで当該賃 貸借契約の変更を行い、同月31日に還付した。

今後は、このようなことがないよう、複数職員が 関連規程を理解した上で確認を行うことにより、適 正な事務執行に努めることとした。

16 号外第42号	神	奈	JII	県	公	報	令和3年(2021年	.)7月2日
	年度で契約 格が50万円 者随意契約 和 2 年12月 第65号)を 号中、第 7 り。)	を超え かを行・ 11日 (たないこってい (神奈川 【監査	ことから た。(以 県公報 委員公表	、一 下令 号外 第13	確保並びに 分館の貸付	項については、契約の意 業務効率及び経済性の応 期間終了後の令和3年4 する長期継続契約に移行	前上に資するため、 1月1日から契約期
神奈川県企業 庁酒匂川水系 ダム管理事務 所 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(不適切事 収入事務 用許可にな について、 ていた。	らにおい 係る使	用料1	件、2,9	96円	定、納付書 たことによ 今後は、 可一覧表を 職員による	項については、使用許可発送、収納確認の進行管るものである。 このようなことがない。 なりなうなことがない。 収入事務に有効利用する 確認体制を強化すること めることとした。	管理が不十分であっ よう、既存の使用許 るとともに、複数の